

令和7年度第1回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和7年7月22日(火)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 9時00分
閉 会 9時33分

2. 答申・審議事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

3. 委員の出席者

出席委員：森田 修司（有識者）
溝端 剛（有識者）
横山 孝司（有識者）
福本 充治（教育委員）
瀧北 りえ（男女共同参画プラン策定委員）
多田 義信（連合自治会）
細川 雅弘（商工会）
村田 夏紀（公募）
加藤 美穂（公募）

4. 町出席者

町長 沖汐 守彦
《事務局及び説明員》
総務部長 森 文彰
企画政策課 課長 山崎 将
副課長 佐々木 悟
係長 清水 美紀
主査 森下 拳士朗
主事 西林 知穂

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

事務局 委員の皆様には、お忙しい中、太子町まちづくり審議会にご出席を賜り、
(山崎課長) ありがとうございます。

私は企画政策課長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。
ただ今から、令和7年度第1回太子町まちづくり審議会を開催します。
会議に先立ちまして、沖汐町長が挨拶を申し上げます。

2. 町長あいさつ

沖汐町長

【町長あいさつ】

3. 会長あいさつ

事務局 続きまして、多田会長からご挨拶いただきます。
(山崎課長) また、以後の進行についても、太子町まちづくり審議会条例第6条の規定により多田会長にお願いいたします。

多田会長

会長を務めさせていただきます、多田 義信でございます。
本日の会議の議長を務めさせていただきます。
本日は、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」の諮問を受け、審議を行った後、答申を行う予定です。
ただ今の出席委員数は現在8名です。定足数に達していますことを申し添えます。

4. 議事録署名委員の指名

多田会長

それでは、議事録署名委員の指名をいたします。
太子町まちづくり審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私から福本 充治委員と瀧北 りえ委員の両氏を指名いたします。
お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。
それでは、審議に入ります前に、新しく1名に審議会委員になっていただいておりますので、改めて審議会委員及び職員のご紹介をさせていただきます。
私がお名前をお呼びしますので、その場でご起立ください。
まず、有識者として、溝端 剛様、横山 孝司様です。兵庫西農協太子支店の森田支店長につきましては都合により、遅れてのご出席と伺っております。
町の各行政委員会から推薦いただいた方として、教育委員から福本 充治様、本日都合によりご欠席ですが農業委員から倉橋 輝明様、男女共同参画プラン策定委員から瀧北 りえ様です。
各種団体から推薦いただいた方として、自治会からは私、多田です。商工会から細川 雅弘様です。

公募選出の村田 夏紀様、加藤 美穂様です。

次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

改めまして沖汐町長です。総務部長の森様です。事務局企画政策課長の山崎様です。副課長の佐々木様です。秘書広報係の清水様です。政策係まちづくり審議会担当の森下様です。同じく政策係の西林様です。

どうぞよろしくお願いします。

5. 議事 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問・審議・答申）

事務局 それでは、議事に移ります。

（山崎課長） 「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問させていただきます。

本議事につきましては、町長からの諮問を受け、まちづくり審議会での審議を経て、まちづくり審議会から諮問に対しての答申をいただきます。

沖汐町長が諮問いたしますので、多田会長はお受け取りをお願いいたします。

沖汐町長 太子町まちづくり審議会会長 多田 義信様、太子町長 沖汐 守彦
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について（諮問）。

太子町表彰条例第2条及び同条例施行規則第2条の規定に該当する下記の者について、太子町表彰を行いたく諮問します。

記

社会功労賞	清原 良典
社会功労賞	上森 俊正
教育功労賞	佐久間 成晴
スポーツ功労賞	井上 義昭

事務局 審議の間、町長は退席いたします。
（山崎課長）

【町長退席】

多田会長 ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」諮問がありました。

それでは、太子町表彰条例に基づく被表彰候補者4名について審議を行います。

事務局企画政策課は詳細説明をお願いします。

事務局 詳細説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。
（清水係長） 令和7年度第1回太子町まちづくり審議会資料と参考資料をお手元にご

用意ください。諮問事項の被表彰者の決定については、こちらの資料に沿って、説明をさせていただきます。

それでは、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」ご説明させていただきます。

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、4名です。

一人目は、鵜在住の清原 良典さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として2ページもご参照ください。

功績内容は、平成21年度及び平成28年度の2度に渡り、東本町自治会長に推挙されて以降、令和7年3月までの合計12年間の長きに渡り、住民の自治意識の高揚、環境の保全、社会福祉の向上等、積極的に取り組み、明るく住みよい地域社会づくりに努められました。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料8ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号ウ「総代又は自治会長の職にあつて、12年以上在職した者」の適用要件を満たされています。

二人目は、東南在住の上森 俊正さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として3ページもご参照ください。

功績内容は、平成25年3月末をもって解散となった太子町赤十字奉仕団を平成26年3月に再結成させ、当町の地域防災の一翼を担い、住民全体で支え合う地域社会を目標に活動されました。また、平成26年から令和7年6月1日までの11年以上の長きに渡り委員長として様々な防災活動に率先して取り組み、その姿は、地域福祉及び地域防災の模範とするところであります。

また、日本赤十字社より、令和元年に支部長感謝状である銀柶感謝状を、令和6年には同じく支部長感謝状である金柶感謝状を受賞されています。これらは、継続的に献血の推進活動に功労のあった団体へ贈られるものです。この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

参考資料8ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第2条第2号エ「その他、地域社会づくりに貢献した者」の適用要件を満たされています。

三人目は、鵜在住の佐久間 成晴さんです。太子町まちづくり審議会資料1ページをお開きください。また、個別調書として4ページもご参照ください。

功績内容は、昭和58年1月から平成21年3月にかけて、町内10校園の、平成21年4月からは5校園の耳鼻科の校医として、令和5年6月30日まで、40年以上の長きに渡り太子町内の園児・児童・生徒の健康管理や疾病予防に取り組み、その豊富な知識と経験を持って、次世代を担う子どもの健全な育成に大きく寄与されました。この度の表彰は、「教育功労賞」

に該当いたします。

参考資料 8 ページ、9 ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第 2 条第 4 号ウ「その他、学校教育並びに社会教育の発展に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を満たされています。

四人目は、米田在住の井上 義昭さんです。太子町まちづくり審議会資料 1 ページをお開きください。また、個別調書として 5 ページもご参照ください。

功績内容は、40 年以上にわたり、太子柔道スポーツ少年団及び太子町の柔道スポーツ教室の指導者として、礼節、受身練習の徹底など基礎・基本を大切に指導のもと、怪我の軽減、技術向上に尽力されるとともに、子どもから大人まで幅広い層の指導に従事し、柔道の基本精神である「心・技・体」の育成に努められました。

また、令和 3 年度からは太子町スポーツ協会会長とスポーツ少年団本部長を兼任し、組織運営や大会運営の在り方など様々な改革に取り組まれました。

さらに、令和 4 年度からは太子町スポーツ推進委員として、町民体育大会や体力運動能力テストなど町行事、スポーツイベントの普及・促進に寄与されました。

その他、平成 10 年度には「スポーツ少年団認定員」の資格を取得され、適切な指導と助言ができるよう指導者の個々のレベルアップに貢献されるなど、指導者及び後継者の育成にも尽力し、町スポーツの振興・普及・発展に努められました。受賞歴については、5 ページに記載のとおりです。この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。

参考資料 9 ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則第 2 条第 6 号イ「指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者」の適用要件を満たされています。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

多田会長

ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

溝端委員

今回の表彰者に対しまして、異議はございません。

ただ、在職年数が基準になっているものは良いと思いますが、例えば、校医をされていた佐久間さんや、スポーツ功労賞の井上さんといった方々は、どうして今のタイミングの表彰となるのでしょうか。

佐久間さんの場合であれば、令和 5 年 6 月 30 日まで校医をされており、表彰のタイミングとしては去年でも良かったのかと思います。

このスポーツ功労賞の対象の方については、40 年以上にわたり様々なことに取り組んでこられました。受賞歴を見ると、県の表彰を受けておられますが、町の表彰が先にあるべきではないかと思います。町から県に推薦

していく形があっても良いのかと思いました。

佐久間さんの説明は大丈夫ですが、井上さんの場合、なぜこの時期になったのか説明をお願いしたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。

(山崎課長)

溝端委員がおっしゃるとおり、表彰の基準日、対象等につきましては、事務局でも検討しているところです。先に県や国の表彰を受けられてから太子町表彰を受けられるパターンもありますので、表彰にふさわしい方については、速やかに対応できるよう見直しを検討しているところでございます。

この度のスポーツ功労賞については、教育委員会から推薦を受け諮問させていただいているところですが、表彰対象者の基準を含めた全体の基準の見直しと併せて、表彰の時期につきましても適正な時期にすべきと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

多田会長

他にご意見やご質問はございますか。

各委員

【異議なし】

多田会長

ご異議がないようですので、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。

ここで、事務局から諮問事項について今後の日程の説明があります。

事務局

(清水係長)

ただ今、諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行います。

また、表彰式につきましては、令和8年の新年交礼会の席上にて執り行います。

委員の皆様のご協力によりまして、諮問事項の太子町表彰条例に基づく被表彰者の審議は滞りなく議了することができました。

ありがとうございました。以上でございます。

多田会長

諮問事項について答申案を作成、配布します。

【答申案作成、配布】

多田会長

それでは、会議を再開します。

諮問「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、先ほどの審議結果に基づき作成した答申案をお配りしました。

事務局で答申案を朗読してください。

それでは、答申案の読み上げをさせていただきます。

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和7年7月22日付太企画第377-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

次の者について適当と認めます。

社会功劳賞 清原 良典

社会功劳賞 上森 俊正

教育功労賞 佐久間 成晴

スポーツ功労賞 井上 義昭

以上でございます。

答申案について、ご意見等があればお願いします。

【異議なし】

ご意見がないようですので、本案を答申書とし、町長に答申することに決定します。事務局は準備をお願いします。

【答申書押印・町長入室】

太子町長 沖汐 守彦 様、太子町まちづくり審議会会長 多田 義信
太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について(答申)。

令和7年7月22日付太企画第377-2号で諮問のあったみだしのことについて、当審議会で審議した結果、下記のとおり答申します。

次の者について適当と認めます。

社会功劳賞 清原 良典

社会功劳賞 上森 俊正

教育功労賞 佐久間 成晴

スポーツ功労賞 井上 義昭

以上でございます。

慎重なるご審議、答申をいただき、ありがとうございました。

また、私から1点追加でご意見を伺いたい点がございます。

太子町の議会議員を４期、町長を１期、その後、太子町の議会議員を務められた北川 嘉明さんが、議会議員任期中の５月に急逝されました。

北川さんは4期16年間の間、町議会議員を務められ、その後、平成24年7月23日に開かれた第1回太子町まちづくり審議会において、太子町表彰の対象者としてふさわしいとの答申が出ています。

しかし、その年の 8 月に町長に立候補し、当選された関係で、表彰が延

それから、町長を辞められて、表彰者としては審議会の了承を得ていますが、本人の意向により表彰の延期が続いておりました。私が町長に就任した以降も、町議会議員に立候補され、現職となられ、表彰の延期が続いておりました。

ただ、亡くなられた方に表彰したということが、町では今までにないことです。学校でしたら、保護者が卒業証書を希望した場合には、途中で亡くなったお子さんに卒業証書を出す事例もございます。このような事例が初めてですので、この審議会の皆様のご意見をお聞きし、対応させていただきたいと思います。ご意見どうぞよろしくお願いいたします。

各委員 【意見なし】

6. 閉 会
多田会長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様におかれましては、本日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

今日は慎重なるご審議をいただきありがとうございました。

8

令和 7 年 7 月 3 / 日

署名委員

龍北

112



福本 充治

